

# 生麦小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年2月26日

改訂 令和6年3月25日

## I いじめ防止に向けた学校の考え方

### ①いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ②いじめを防止するための基本理念

すべての子どもはかけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人とのかかわりの中で自分の特性や可能性を認識し、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### ①構成員 校長、副校長、教務主任、児童支援専任、各学年代表、養護教諭

※必要に応じて、心理や福祉の専門家等の参加を求める。

### ②運営

- ・月1回、定期的に開催するとともに、いじめの疑いがある段階で、直ちに臨時に開催する。
- ・校長は、いじめ事案について、学校としての組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### ③活動内容

学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む際に、次のような活動において中核となる役割を担う。

#### ○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在および活動を、児童および地域・保護者に周知する。

#### ○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録を行い、共有する。
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報を迅速に共有し、関係児童に対するアンケートや聞き取り調査等により、事実関係を把握し、いじめであるか否かを判断する。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、保護者との連携等、対応方針を決定し、組織的に実施する。

#### ○取組の検証

- ・本方針に基づく年間計画を作成し、実行・検証・修正する。
- ・年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、実施する。
- ・本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか点検し、見直しをする。

### 3 いじめ未然防止及び早期発見・事案対処

#### ①いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて、次のような取組を行う。

- ・児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合うことができるよう、「横浜子ども会議」に向けての取組等、児童会活動の運営を支援していく。
- ・児童が自己肯定感を高め、友達とお互いに認め合えるような雰囲気を作り出すために、重点研究等を通して、児童が主体的・協働的に取り組めるような授業づくりに努める。
- ・児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、思いやりにあふれた温かい集団づくりをめざして、たてわり活動やペア学年活動などの異学年交流を重視する。
- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・「いのち」に視点を当てた人権の授業を実施し、人権教育の充実を図る。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用により、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、教職員の人権感覚を高めるための研修を実施し、一層の資質向上を図る。
- ・インターネット上で行われるいじめ防止のために、情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。
- ・児童の転入等においては、転入前の学校と確実に引き継ぎを行い、児童の状況等を学校内で共有し、不安を抱えた児童が安心して登校できる組織的な支援体制を整える。

#### ②いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって積極的に認知するため、次のような取組を行う。

- ・いじめを早期に発見するため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・児童及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができる窓口（養護教諭、児童支援専任、学校カウンセラー等）の周知を積極的に行う。
- ・職員会議の中に「生麦っ子の時間」を設け、児童の気になる傾向等について情報共有する。
- ・教職員に対し、いじめの防止等に関する研修を実施する等、資質能力の向上を図る。
- ・面談や家庭訪問などを通して、保護者と「顔の見える関係」をつくるとともに、地域とも連携して児童の様子について情報共有しやすい関係づくりに努める。

#### ③いじめに対する措置

いじめの疑いが発見もしくは通報された場合には、特定の教員で抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、次のような学校の組織的な対応につなげていく。

- ・被害児童に対しては、当該児童を守り通す姿勢を示すとともに、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ・加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて毅然とした態度で指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ・上記対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。継続的な対応をする場合は、学校教育事務所とも情報を共有する。

#### ④いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを共通理解し、いじめの解消に至るまで支援を続ける。

- 1 いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること。
- 2 いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・担任や児童支援専任のみならず、教職員全員で加害児童および被害児童の様子に目を配り、上記2つの要件が満たされているか否かを学校いじめ防止対策委員会で判断する。
- ・特に被害児童やその保護者については、頻繁に声掛けや連絡をし、その事情や心情の把握に努める。

#### ⑤教職員の研修

教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施により、資質能力の向上に努める。

- ・教職員向け手引き等を活用した教職員研修の実施。
- ・人権教育、道徳教育の専門性を高める研修の実施。
- ・インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関に依頼しての研修の実施。

#### ⑥「まちとともに歩む学校づくり懇話会」等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「まちとともに歩む学校づくり懇話会」や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業での地区懇談会」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

#### ⑦取組の年間計画

- ( 4月) 年間計画と重点指導内容等の確認。学年間の児童引継ぎ。  
教育相談。（進級・進学に伴う不安等）  
家庭訪問で、保護者の要望・思いの確認。
- ( 5月) 学校説明会、まちとともに歩む学校づくり懇話会にて、基本方針説明。  
「いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式）」の実施・教育相談  
→いじめの早期発見に生かす。
- ( 6月) YP アセスメント実施、支援検討会①。（→学級経営に生かす）
- ( 7月) 横浜子ども会議（中学校ブロック）への参加。児童会での取組みへの助言。
- ( 8月) 教育相談。（長期休業明けの不安等）
- ( 9月) 「いじめ解決一斉キャンペーン（無記名式）」の実施・教育相談  
→個人面談に生かす。
- ( 10月) 人権週間、いじめ防止月間の取組。
- ( 11月) YP アセスメント実施、支援検討会②（→学級編制等に生かす）  
まちとともに歩む学校づくり懇話会にて、1年間の成果を報告。
- ( 12月) 年間の振り返り。新年度への引き継ぎ。
- (年 間) 学校いじめ防止対策委員会の開催（月1回）  
いじめ防止に向けた職員研修（月1回）  
職員会議の中で「生麦っ子の時間」の設定（児童の情報を共有）  
横浜プログラムの実施  
カウンセラーによる相談

#### 4 重大事態への対処

##### 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

##### ①重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）には、直ちに学校教育事務所に報告する。

##### ②調査及び報告

「いじめ防止対策委員会」を中心として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点において調査を実施する。調査結果を学校教育事務所に報告する。

##### ③児童・保護者への報告

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（P D C Aサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。